

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和3年 第1回海老名市議会定例会

概要資料



新型コロナウイルス感染症
ワクチン接種準備チーム

市民の安全・安心のために
～ 今、できることを ～

自宅療養者支援チーム



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和3年第1回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期30日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
2月25日	木	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月3日	水	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月8日	月	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 ※補正予算	同
3月9日	火	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 ※補正予算	同
3月10日	水	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 ※補正予算	同
3月15日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3月16日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
3月18日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 ※当初予算	同
3月22日	月	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 ※当初予算	同
3月23日	火	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 ※当初予算	同
3月25日	木	委員会	予算決算常任委員会	同
3月26日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 21 件			
条例 8 件 (制定1件・一部改正7件)			頁
1	議案第3号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3
2	議案第4号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	6
3	議案第5号	海老名市災害見舞金支給条例の一部改正について	7
4	議案第6号	海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	9
5	議案第7号	海老名市介護保険条例の一部改正について	10
6	議案第8号	海老名市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について	13
7	議案第9号	海老名市奨学金条例の一部改正について	17
8	議案第10号	海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について	18
市道 2 件			頁
9	議案第11号	市道の路線廃止について (市道379号線ほか2路線)	20
10	議案第12号	市道の路線認定について (市道379号線ほか4路線)	20
人事 3 件			頁
11	議案第13号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (前場啓子氏)	23
12	議案第14号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (木島直子氏)	23
13	議案第15号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (森田聡氏)	23
補正予算 3 件			頁
14	議案第16号	令和2年度海老名市一般会計補正予算 (第14号)	24
15	議案第17号	令和2年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	31
16	議案第18号	令和2年度海老名市公共下水道事業会計補正予算 (第2号)	32
予算 5 件			頁
17	議案第19号	令和3年度海老名市一般会計予算	別冊
18	議案第20号	令和3年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算	
19	議案第21号	令和3年度海老名市介護保険事業特別会計予算	
20	議案第22号	令和3年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算	
21	議案第23号	令和3年度海老名市公共下水道事業会計予算	

【条例 8件】

1 議案第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【改正理由】

令和3年度（第8期）の介護報酬の改定に併せ、国が定める介護サービス等に係る基準についても改正が行われることに伴う関係条例の所要の改正

【改正概要】

	内 容
①	人権擁護、虐待防止等の推進（委員会開催、指針の整備、研修の実施等）
②	CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
③	ハラスメント対策の強化（事業者による適切なハラスメント対策の実施）
④	業務継続に向けた取組の強化（災害時における継続的なサービスの提供）
⑤	感染症対策の強化（感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底）
⑥	運営規程等の掲示に係る見直し（閲覧として備え置くことを可とする。）
⑦	各種会議等におけるICTの活用（テレビ電話等の活用）
⑧	記録の保存等に係る見直し（書面の電子化及び電子化の範囲の明確化）
⑨	利用者への説明等に係る見直し（書面の電子化）

※CHASE＝介護サービスに関する利用者情報

VISIT＝リハビリテーションに関する情報

【改正内容】

1 海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例

条 文	規 定 内 容	経 過 措 置
第3条 第3項	利用者の人権擁護、虐待防止のための体制の整備と従業者に対する研修等の実施	令和6年3月31日までは努力義務
〃 第4項	CHASE及びVISITを活用したサービスの適切かつ有効な提供	

2 海老名市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例

条 文	規 定 内 容	経 過 措 置
第3条 第3項	利用者の人権擁護、虐待防止のための体制の整備と従業者に対する研修等の実施	令和6年3月31日までは努力義務
〃 第4項	CHASE及びVISITを活用したサービスの適切かつ有効な提供	

3 海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

条 文	規 定 内 容	経 過 措 置
第4条 第5項	利用者の人権擁護、虐待防止のための体制の整備と従業者に対する研修等の実施	令和6年3月31日までは努力義務
〃 第6項	CHASE及びVISITを活用したサービスの適切かつ有効な提供	
第20条 第6号	虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程に定める	令和6年3月31日までは努力義務
第21条 第4項	職場におけるセクハラ・パワハラ防止のための方針の明確化	
第21条の2 第1項	感染症や非常災害発生時における継続的な支援の提供等のための業務継続計画の策定	令和6年3月31日までは努力義務
〃 第2項	担当職員に対しての業務継続計画の周知及び研修・訓練の定期的な実施	令和6年3月31日までは努力義務
〃 第3項	業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じての業務継続計画の変更	令和6年3月31日までは努力義務
第23条の2	感染症の発生又はまん延防止のための措置 (1) 検討委員会の開催と結果の周知 (2) 感染症予防の指針の整備 (3) 職員に対する研修・訓練の実施	令和6年3月31日までは努力義務
第24条 第2項	運営規程等の重要事項を書面で自由に閲覧できるようにすることにより、掲示に代えられる。	
第29条の2	虐待の発生又は再発を防止するための措置 (1) 検討委員会の開催と結果の周知 (2) 虐待防止のための指針の整備 (3) 職員に対する研修の実施 (4) 適切な措置の実施のための担当者の設置	令和6年3月31日までは努力義務
第33条 第9号	サービス担当者会議におけるテレビ電話装置の活用	
第36条 第1項	サービス事業者における諸記録の保存に際し、コンピューター機器等によることができる。	
〃 第2項	利用者に対する書面の交付等に際し、コンピューター機器等によることができる。	

4 海老名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

条 文	規 定 内 容	経 過 措 置
第3条 第5項	利用者の人権擁護、虐待防止のための体制の整備と従業者に対する研修等の実施	令和6年3月31日までは努力義務
〃 第6項	CHASE及びVISITを活用したサービスの適切かつ有効な提供	

【附 則】

施行期日：令和3年4月1日

経過措置：附則第2項 虐待防止に係る措置に関する経過措置

⇒ 令和6年3月31日までは努力義務

附則第3項 業務継続計画の策定等に関する経過措置

⇒ 令和6年3月31日までは努力義務

附則第4項 感染症防止に係る措置に関する経過措置

⇒ 令和6年3月31日までは努力義務

参考 改正された介護サービスに係る国の基準

No.	基準名
1	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
2	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
3	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
5	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
6	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
7	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
8	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
9	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
10	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
11	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
12	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
13	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

2 議案第4号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

海老名市立保育所の嘱託医師の報酬額を改め、新たに嘱託歯科医師の報酬を定めたいため

【改正内容】

1 嘱託医師

これまでの年額報酬額を基本額とし、学校医と同様に、園児数に応じて報酬を加算する。

2 嘱託歯科医師

新たに歯科医師を非常勤の特別職として位置づけ、報酬を支給する。
(これまでは、「謝礼」として33,500円を支出)

	改正前		改正後
医師	年額 90,900円	→	基本額 90,900円/園 ※園児数が100人を超える場合は、 100人を超えた50人ごとに 25,000円を加算
歯科医師	—		基本額 45,450円/園 ※園児数が100人を超える場合は、 100人を超えた50人ごとに 12,500円を加算

※50人に満たない場合は50人に切り上げ

参考 市内保育園園児数

令和3年2月1日現在

保育園名	園児数	基本額	超過人数	加算額	
				医師	歯科医師
柏ヶ谷保育園	102人	医師 90,900円	2人	25,000円	12,500円
門沢橋保育園	67人		—	—	—
中新田保育園	200人		100人	50,000円	25,000円
勝瀬保育園	55人	歯科医師 45,450円	—	—	—
上河内保育園	98人		—	—	—

※ 下今泉保育園は指定管理者が指定管理料で支出

【施行期日】

令和3年4月1日

3 議案第5号 海老名市災害見舞金支給条例の一部改正について

【改正理由】

災害見舞金の支給額等の見直しを行い、支給額の適正化を図りたいため

【改正内容】

1 弔意見舞金

- (1) 支給の対象となる災害から自動車等の交通事故及び電車等の公共交通機関の事故を除く。
- (2) 年齢による支給額の区分を廃止する。
- (3) 支給額を減額する。

2 傷害見舞金

- (1) 入院治療時の1日当たりの支給額を減額する。
- (2) 障害の程度による支給額の加算を廃止する。

	内 容	区 分	改正前		改正後
			金額		金額
弔 意 見 舞 金	火災及び風水害	生計維持者	150万円	→	100万円
		その他の者	75万円		50万円
	電車、船舶等の事故 自動車等の交通事故 市長が認めた事故	6歳未満	9万円	→	廃止
		6歳～20歳未満	18万円		
		20歳以上	27万円		
傷 害 見 舞 金	入治療を要する傷害	入院5日まで	5千円	→	1,000円/日 上限 5万円
		6日以上入院	1,500円/日 上限7万5千円		
		受傷により身体 障害1級・2級	7万5千円を 加算		廃止

※ 改正後は、弔意見舞金及び障害見舞金とも、「火災及び風水害による事故」及び「市長が認めた事故」が支給対象となる。

【附 則】

施行期日：令和3年4月1日

適用日：令和3年4月1日以後に生じた事故から適用

参考

「災害見舞金」の他市の状況

自治体	弔意見舞金					傷害見舞金	
	火災等 生計主	火災等 その他	交通事故 20歳以上	交通事故 20歳未満	交通事故 6歳未満	入院等 上限額	障がい 加算
海老名	1,500,000	750,000	270,000	180,000	90,000	75,000	75,000
藤 沢	1,000,000	500,000	0	0	0	150,000	300,000
大 和	1,000,000	500,000	0	0	0	100,000	0
平 塚	750,000	500,000	0	0	0	50,000	0
厚 木	750,000	500,000	0	0	0	30,000	0
茅ヶ崎	500,000	500,000	0	0	0	30,000	0
小田原	500,000	500,000	0	0	0	30,000	0
鎌 倉	500,000	500,000	0	0	0	20,000	0
座 間	300,000	200,000	300,000	200,000	200,000	60,000	100,000
伊勢原	300,000	150,000	0	0	0	20,000	0
綾 瀬	270,000	180,000	0	0	0	75,000	75,000
逗 子	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	20,000	0
南足柄	200,000	100,000	0	0	0	20,000	0
三 浦	200,000	100,000	0	0	0	10,000	0
川 崎	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	50,000	0
横 浜	100,000	100,000	0	0	0	50,000	0
横須賀	100,000	100,000	0	0	0	70,000	0
相模原	100,000	100,000	0	0	0	30,000	0
秦 野	100,000	100,000	0	0	0	30,000	0

4 議案第6号 海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審議会を設置したいため

【改正内容】

災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに際して、自然災害によるものであるか否かの判定が困難な場合等について、医師等の有識者による審査会において判定を行うことにより、支給決定の迅速化を図るもの

○ 審査会の設置（第16条を加える改正規定）

項	規定項目	規定内容
第1項	審査会の設置	海老名市災害弔慰金等支給審査会
第2項	審査会委員の人数	5人以内
第3項	審査会委員の資格	第1号：医師 第2号：弁護士 第3号：社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者
第4項	審査会委員の任期	2年（再任を妨げない。） ※補欠委員の任期は、前任者の残任期間
第5項	その他組織及び運営に関し必要な事項	規則で規定

○ 委員の報酬

日額8,700円。ただし、医師及び弁護士は日額14,700円

【附 則】

施行期日：令和3年4月1日

委員の報酬を定めるため、附則で「海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する。

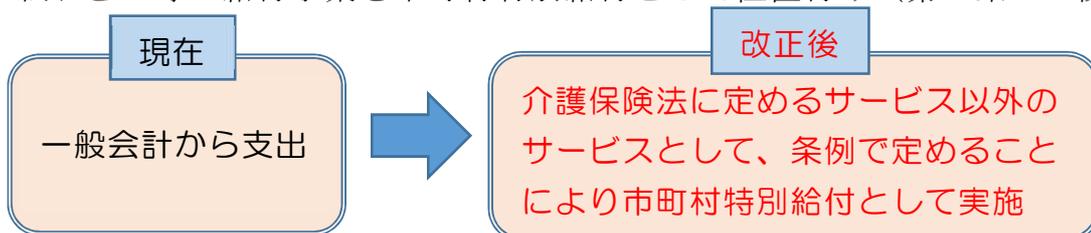
5 議案第7号 海老名市介護保険条例の一部改正について

【改正理由】

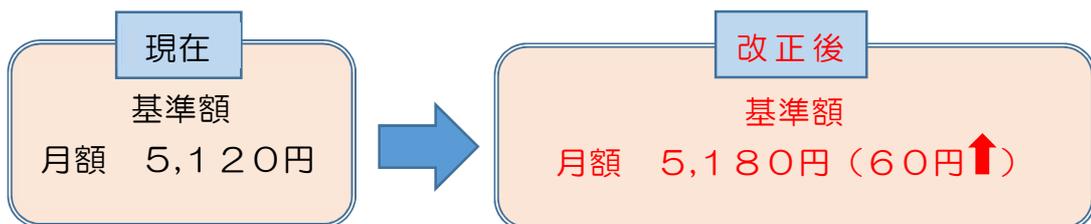
第8期（令和3年度から令和5年度まで）の介護保険事業計画期間における介護保険料を定めたいため

【改正概要】

- 1 紙おむつ等の給付事業を市町村特別給付として位置付け（第2条の2関係）



- 2 令和3年度から令和5年度までににおける介護保険料の改正（第3条関係）



- 3 税制改正による合計所得金額算定方法の改正（附則第7条関係）



【改正内容】

条 文	改 正 内 容
第2条の2	高齢者介護用品給付事業（紙おむつ・尿とりパット）を市町村特別給付として位置付ける。
第2条の3	市町村特別給付における保険給付等の制限について、介護保険法の規定を準用する。
第3条第1項	令和3年度から令和5年度までの保険料の改正（参考のとおり）
〃 第6号ア	合計所得金額の算定時における特別控除に、低未利用土地の長期譲渡所得の特例を追加する。（算定結果が「0」以下の場合は「0」）

【改正内容】

条文	改正内容
第2項	第1段階の被保険者の保険料の減額賦課の特例（第1項第1号該当者）
第3項	第2段階の被保険者の保険料の減額賦課の特例（第1項第2号該当者）
第4項	第3段階の被保険者の保険料の減額賦課の特例（第1項第3号該当者）

【附 則】

施行期日：令和3年4月1日

経過措置：令和3年度以降の年度分の介護保険料から適用

令和3年度～5年度の特例として、合計所得に給与所得、公的年金等の取得がある場合は、合計所得額から10万円を控除する。

参考

所得段階別保険料

所得段階	条文	対象者	改正前	改正後
第1段階	第3条 第1項 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・市民税非課税かつ本人の前年の公的年金収入及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 ・境界層該当者 	21,504円	21,756円
第2段階	// // 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税かつ本人の前年の公的年金収入及び合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者 ・境界層該当者 	36,864円	37,296円
第3段階	// // 第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税かつ本人の前年の公的年金収入及び合計所得金額の合計額が120万円超の者 ・境界層該当者 	39,936円	40,404円
第4段階	// // 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の公的年金収入及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 ・境界層該当者 	54,060円	54,696円
第5段階	// // 第5号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の公的年金収入及び合計所得金額の合計額が80万円超の者 ・境界層該当者 	61,440円	62,160円
第6段階	// // 第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人 ・境界層該当者 	70,656円	71,484円
第7段階	// // 第7号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円超200万円未満の者 ・境界層該当者 	79,872円	80,808円
第8段階	// // 第8号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の者 ・境界層該当者 	100,752円	101,940円
第9段階	// // 第9号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の者 ・境界層該当者 	105,672円	106,908円
第10段階	// // 第10号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の者 ・境界層該当者 	122,880円	124,320円
第11段階	// // 第11号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人 ・境界層該当者 	126,564円	128,040円
第12段階	// // 第12号	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人 	129,024円	130,536円

※ 市民税非課税 = 世帯全員が市民税非課税

※ 境界層該当者 = 本来の適用されるべき基準等を適用した場合、生活保護法に基づく生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用した場合、生活保護を必要としない状態となる者

保険料減額賦課一覧

条文	対象者	特例前		特例後
第2項	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税の老齢福祉年金受給者 市民税非課税かつ本人の前年の年金収入等の合計が80万円以下の者 境界層該当者 	21,756円		9,324円
第3項	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税かつ本人の前年の年金収入等の合計が80万円超120万円以下の者 境界層該当者 	37,296円		21,756円
第4項	<ul style="list-style-type: none"> 市民税非課税かつ本人の前年の年金収入等の合計が120万円超の者 境界層該当者 	40,404円		37,296円

第7期（平成30年度～令和2年度）

県内各市介護保険料基準月額一覧

高額順	団体名	7期
1	横 浜	6,200 円
2	川 崎	5,825 円
3	逗 子	5,810 円
4	相模原	5,800 円
5	三 浦	5,716 円
6	大 和	5,699 円
7	横須賀	5,500 円
8	鎌 倉	5,464 円
9	秦 野	5,390 円
10	厚 木	5,385 円
11	平 塚	5,277 円
12	座 間	5,212 円
13	伊勢原	5,200 円
14	海老名	5,120 円
15	小田原	5,060 円
16	綾 瀬	4,857 円
17	藤 沢	4,700 円
18	南足柄	4,700 円
19	茅ヶ崎	4,647 円

6 議案第8号 海老名市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について

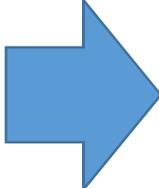
【改正理由】

独立採算制の公共下水道事業における経営基盤の強化と適正な使用者負担を図りたいため

使用料の改定については、**令和3年7月1日を予定**していたが、海老名市下水道運営審議会の答申、現在の社会情勢等を踏まえ、使用料の引き上げを**9か月延期し、令和4年4月1日からの引き上げ**としたもの

【改正内容】

1 一般汚水

	使用量	改正前		改正後
基本使用料	8 m ³ 以下	649円		714円
超過分 (1 m ³ につき)	8 m ³ を超え 30 m ³ まで	82円		90円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	94円		103円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	106円		117円
	100 m ³ を超え 300 m ³ まで	118円		130円
	300 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	130円		143円
	1,000 m ³ を超え 5,000 m ³ まで	143円		157円
	5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ まで	155円		171円
	10,000 m ³ を超え	180円		198円

2 浴場汚水

使用量	改正前		改正後
汚水排水量 1 m ³ につき	7円		8円

【附 則】

施行期日：令和4年4月1日

経過措置：改正後の使用料は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料から適用する。

参考

1 海老名市下水道運営審議会答申（令和3年1月19日）抜粋

「現在の経営状態は安定しているものの、将来的な人口減少や節水機器の普及等により **下水道使用料の減収が見込まれる**ため、厳しい状況になると予測されます。

— 中略 —

今後の下水道事業の経営基盤の強化を早期に図るためには、諸手続等を考慮し、**令和3年7月1日を改定時期とすることが望ましい**と考えますが、

新型コロナウイルス感染症による社会情勢への影響を勘案し、対応いただくことをお願いします。」

2 県内他市との使用料の比較

使用量が49m³（4人世帯の平均的な使用量）の場合の使用料（2か月分）

県内他市（政令市を除く。）の状況

（消費税込み）

改正前			改正後		
高額順	自治体	金額	高額順	自治体	金額
1	三浦	7,714円	1	三浦	7,714円
2	小田原	6,937円	2	小田原	6,937円
3	座間	6,654円	3	座間	6,654円
4	秦野	6,522円	4	秦野	6,522円
5	横須賀	6,123円	5	横須賀	6,123円
6	伊勢原	6,036円	6	伊勢原	6,036円
7	鎌倉	5,842円	7	鎌倉	5,842円
8	大和	5,822円	8	大和	5,822円
9	綾瀬	5,815円	9	綾瀬	5,815円
10	藤沢	5,762円	10	藤沢	5,762円
11	茅ヶ崎	5,054円	11	茅ヶ崎	5,054円
12	平塚	5,050円	12	平塚	5,050円
13	厚木	4,869円	13	厚木	4,869円
14	逗子	4,675円	14	海老名	4,837円
15	南足柄	4,638円	15	逗子	4,675円
16	海老名	4,404円	16	南足柄	4,638円

※世帯当たりの使用量：平成28年度東京都水道局生活用水等実態調査から引用

※他市の令和4年度の使用料は不明であるため、令和2年度と同額と仮定した。

【海老名市下水道運営審議会答申（令和3年1月19日）】

令和3年1月19日

海老名市長 内野 優 様



海老名市下水道運営審議会

会長 古河 伸 夫



海老名市公共下水道使用料の改定について（答申）

令和2年11月19日付け海下発第49号で諮問がありました海老名市公共下水道使用料の改定について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

公共下水道は、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全など市民生活の基盤として重要な役割を担っています。

本市の下水道は、事業着手から50年が経過しようとしている中、施設の老朽化等により、維持管理や相模川流域下水道処理場に要する費用の増加が見込まれます。

現在の経営状態は安定しているものの、将来的な人口減少や節水機器の普及等により下水道使用料の減収が見込まれるため、厳しい状況になると予測されます。

これらを踏まえ、別紙のとおり下水道使用料の平均10%の増額改定が必要であると判断しました。

また、今後の下水道事業の経営基盤の強化を早期に図るためには、諸手続き等を考慮し、令和3年7月1日を改定時期とすることが望ましいと考えますが、新型コロナウイルス感染症による社会情勢への影響を勘案し、対応いただくことをお願いします。

最後に下水道使用料の改定は、市民生活に直接影響が及ぶことから、一層の経費節減、効率的な経営に取り組まれるよう申し添えます。

別紙

1月当たりの公共下水道使用料表

(税抜)

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水排水量	金額	汚水排水量	金額(1立方メートルにつき)
一般汚水	8立方メートル以下の分	714円	8立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	90円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分	103円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	117円
			100立方メートルを超え 300立方メートルまでの分	130円
			300立方メートルを超え 1,000立方メートルまでの分	143円
			1,000立方メートルを超え 5,000立方メートルまでの分	157円
			5,000立方メートルを超え 10,000立方メートルまでの分	171円
			10,000立方メートルを超える分	198円
浴場汚水	汚水排水量1立方メートルにつき			8円

7 議案第9号 海老名市奨学金条例の一部改正について

【改正理由】

奨学金の給付目的及び奨学金の額の定め方を改めたいため

【改正内容】

1 奨学金の給付目的の改正（第1条関係）

国の施策による高校授業料の無償化に伴い、奨学金の使途を改正するとともに、奨学金を給付することにより生徒の夢や目標の実現を支援する。

	改正前		改正後
対象者	経済的理由により高等学校等への修学が困難な者	➔	高等学校等に在学する生徒で、勉学、文化芸術、スポーツ等に励むことが経済的に困難な者
目的	修学の奨励		負担の軽減を図り、夢や目標の実現の支援

2 給付する金額の規則委任（第4条関係）

改正前		改正後
奨学金の額＝120,000円	➔	奨学金の額は教育委員会が定める。

【施行期日】

令和3年4月1日

参考 県央各市奨学金制度実施状況

団体名	方式	資格要件	奨学金の額	支給根拠
海老名	給付	<ul style="list-style-type: none"> 世帯所得が生活保護基準の1.2倍以内を目安 市内に居住し高等学校等に通う方で、学習意欲が高く学校内外での行動が良好な方 	年額120,000円	条例
相模原	給付	<ul style="list-style-type: none"> 所得割が非課税世帯で生活保護世帯でないこと 	年額100,000円	条例
厚木	給付	<ul style="list-style-type: none"> 中3の2学期の9教科の成績平均が5段階で4.0程度 就学援助の対象世帯程度 	年額120,000円	条例
大和	給付	<ul style="list-style-type: none"> 中学3年12月時の成績が評定平均3.5以上 所得は就学援助の基準(1.5)以下 市税滞納が無いこと 学校長の推薦状を要する。 	年額 40,000円	規則
座間	貸与	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により進学困難。 	公立 年額100,000円 私立 年額200,000円	条例
綾瀬	給付	<ul style="list-style-type: none"> 世帯所得が生活保護基準の1.2倍以内 在学校の推薦 	公立 月額 5,000円 私立 月額 10,000円	条例
秦野		奨学金制度なし		
伊勢原		奨学金制度なし		

8 議案第10号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に

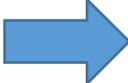
【改正理由】

小学校給食食材の価格上昇を踏まえながら、魅力ある給食の提供を推進したため

【改正内容】

前回改定時（平成21年度）から10年が経過し、この間、消費税率が引き上げられるとともに、食材の物価が高騰していることから小学校給食費を引き上げる。

小学校給食費の改正（第6条関係（別表で規定））

改正前		改正後
年額 44,000円		年額 49,500円

【附 則】

施行期日：令和3年4月1日

特 例：新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、**令和3年度**の小学校給食費は、**45,850円**とする。

※令和3年度の不足額は公費で負担

参考

海老名市学校給食検討委員会（学識経験者、保護者代表、小中学校代表等）での検討結果（抜粋）

- ・「魅力ある給食」を目指すため、日常的な献立の工夫に加え、各種行事やイベントなどに関連した新たな献立の開発などに継続的に取り組む。
- ・地産地消の推進や季節を感じられる食材の積極的な活用等により、「食に関する指導の充実」に取り組む。
- ・上記の実現のため、「適正な給食費の水準」に関し、研究・検討を進めるとともに、保護者に対して丁寧な説明を行う。



教育委員会で、目指すべき「海老名市の魅力ある給食」の方針を策定

基本理念⇒ 「海老名の子どもたち、ひとりひとりの『おいしい笑顔』のために！」

- 基本方針⇒
- 1 多様な食材を使った新しい献立の作成
 - 2 「地産地消」による旬の食材を活用
 - 3 行事食、伝統食、イベント給食、特別給食の推進
 - 4 発達段階に合わせた食の指導の充実

1 消費税及び地方消費税の変遷

期間	税率
平成元年4月から	3%
平成9年4月から	5%
平成26年4月から	8%
令和元年10月から	10%

2 海老名市における学校給食費(月額)の変遷

期間	月額	改定時における消費税及び地方消費税
昭和57年4月から	3,000円	-
平成3年4月から	3,400円	3%
平成10年9月から	3,700円	5%
平成21年4月から	4,000円	5%

県内各市の小学校給食費一覧

団体名	一食平均単価	実施予定回数	期別	年額
相模原	278円	182回	5,060円	50,600円
藤沢	277円	179回	4,950円	49,500円
座間	277円	179回	4,950円	49,500円
川崎	277円	183回	5,060円	50,600円
横浜	269円	188回	5,060円	50,600円
逗子	266円	186回	4,950円	49,500円
横須賀	261円	190回	4,950円	49,500円
伊勢原	260円	180回	4,675円	46,750円
綾瀬	259円	187回	4,840円	48,400円
小田原	257円	184回	4,730円	47,300円
平塚	256円	185回	4,730円	47,300円
秦野	256円	185回	4,730円	47,300円
鎌倉	252円	183回	4,620円	46,200円
南足柄	252円	188回	4,730円	47,300円
厚木	249円	179回	4,459円	44,590円
茅ヶ崎	247円	185回	4,565円	45,650円
大和	245円	191回	4,686円	46,860円
三浦	240円	183回	4,400円	44,000円
海老名	238円	185回	4,400円	44,000円

※期別とは、年間徴収予定額を10で除したもの

※1食平均単価とは、年間徴収予定額を実施予定回数で除したもの

※令和2年度年額について、資料のない市は令和元年度と同額した。

※令和2年度実施予定回数について、資料のない市は令和元年度と同様とした。

【市道 2件】

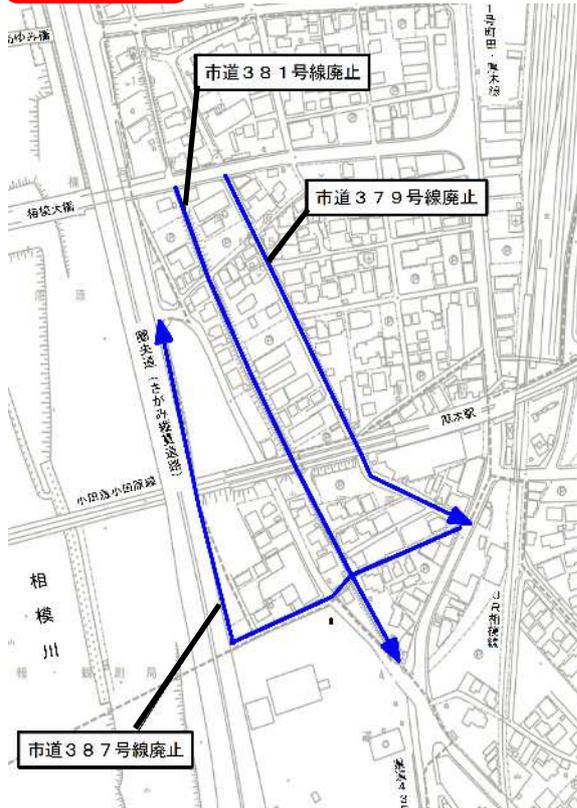
9 議案第11号 市道の路線廃止について（市道379号線ほか2路線）

路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	廃止理由
379	河原口字下長沢441番2 地先	4.76	310.50	厚木駅南地区 第一種市街地 再開発事業に 伴う路線の廃 止
	河原口字下長沢366番10 地先	10.85		
381	河原口一丁目2381番2 地先	2.50	367.10	
	中新田三丁目1781番7 地先	12.60		
387	河原口字下長沢366番10 地先	1.50	407.97	
	河原口字下河原2408番1 地先	17.92		

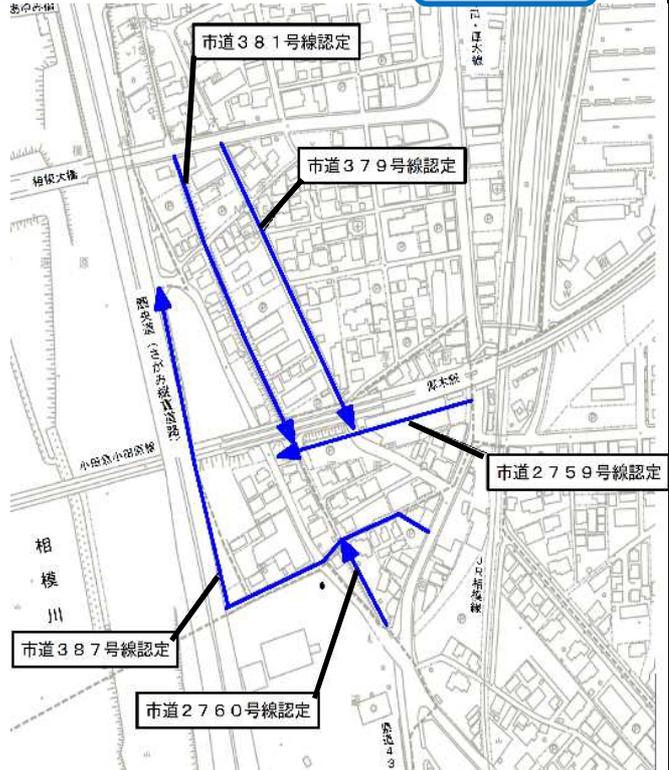
10 議案第12号 市道の路線認定について（市道379号線ほか4路線）

路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
379	河原口一丁目346番3 地先	4.76	225.36	厚木駅南地区 第一種市街地 再開発事業に 伴う路線の認 定
	河原口一丁目382番9 地先	7.30		
381	河原口一丁目2381番2 地先	4.00	222.20	
	河原口一丁目382番2 地先	12.60		
387	河原口一丁目5000番 地先	2.00	399.67	
	河原口字下河原2408番1 地先	17.92		
2759	河原口一丁目382番9 地先	12.50	158.70	
	河原口一丁目5000番 地先	23.40		
2760	中新田三丁目1781番7 地先	2.50	64.60	
	中新田三丁目1783番2 地先	9.10		

廃止



認定



市道379号線認定



市道381号線認定



市道 3 8 7 号線認定



市道 2 7 5 9 号線認定



市道 2 7 6 0 号線認定



【人事 3件】

1 1 議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

現委員の前場啓子氏が令和3年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 前場 啓子（ぜんば けいこ）

任期： 3年（令和3年7月1日～令和6年6月30日）

1 2 議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

現委員の木島直子氏が令和3年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 木島 直子（きじま なおこ）

任期： 3年（令和3年7月1日～令和6年6月30日）

1 3 議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

現委員の森田聡氏が令和3年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 森田 聡（もりた あきら）

任期： 3年（令和3年7月1日～令和6年6月30日）

【補正予算 3件】

14 議案第16号 令和2年度海老名市一般会計補正予算
(第14号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 9億6,045万9千円を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ 685億4,112万7千円とするもの

■主な内容

国の令和2年度第3次補正予算を活用し、翌年度の事業を一部前倒しして
実施します。

- ☆市内42橋の法定点検とかしわ台跨線橋の補修設計業務委託を実施します。
- ☆公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の長寿命化改修工事を実施します。
- ☆有鹿小学校非常用放送設備の改修工事を実施し、防災機能強化を図ります。
- ☆海老名・柏ヶ谷・大谷各中学校のLED化改修工事を実施し、学習環境の
向上を図ります。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:67,580,668千円・補正額:960,459千円・補正後:68,541,127千円

(1) 歳入

・学校施設環境改善交付金（国庫支出金）	33,963千円
・社会資本整備総合交付金（国庫支出金）	155,189千円
・道路メンテナンス事業（国庫支出金）	3,300千円
・子育て支援施設等利用給付費（国庫支出金・県支出金）	△37,498千円
・教育・保育給付費（国庫支出金・県支出金）	214,065千円
・災害救助費負担金（県支出金）	18,000千円
・市債	571,000千円
・その他	2,440千円

合計 960,459千円

(2) 歳出

① 健やかに暮らせるまち 259,718 千円

・子育て支援の充実（子育て支援施設型給付事業費） 259,718 千円

○保育基本単価の増額等	124,200 千円
○公定価格制度変更による増額	65,000 千円
・チーム保育加算	50,000 千円
・栄養管理加算	15,000 千円
○民間保育園 2 園の開設	35,000 千円
	等

② 便利で快適に暮らせるまち 235,495 千円

・市道 6 2 号線延伸道路工事などの道路事業の促進 158,700 千円

○市道 1 1 号線・市道 1 2 号線補装改修工事	29,700 千円
○道路斜面点検委託	6,000 千円
○市道 3 号線道路斜面設計委託	10,000 千円
○市道 6 2 号線延伸道路工事（取付道路部）	68,000 千円
○市道 6 1 号線道路改良工事	37,000 千円
○ひさご塚隧道補修設計委託	8,000 千円

・かしわ台跨線橋などの橋りょう長寿命化事業の実施 40,000 千円

○橋りょうの法定点検委託	26,000 千円
○かしわ台跨線橋補修設計委託	14,000 千円

・公園遊具の長寿命化を実施 36,795 千円

○老朽化した公園遊具の改築（14 公園・20 遊具）

③ 豊かな学びを育むまち 117,361 千円

・有鹿小学校非常用放送設備改修工事 9,097 千円

・海老名中学校ほか 2 校 LED 化改修工事 108,264 千円

○校舎 LED 化改修工事 ⇒ 海老名中学校・柏ヶ谷中学校・大谷中学校
○屋内運動場 LED 化改修工事 ⇒ 大谷中学校

④ その他 347,885 千円

- ・国民健康保険事業特別会計繰出金 2,000 千円
- ・財政調整基金元金積立 437,468 千円
- ・その他 △91,583 千円

合計 960,459 千円

2 繰越明許費の補正

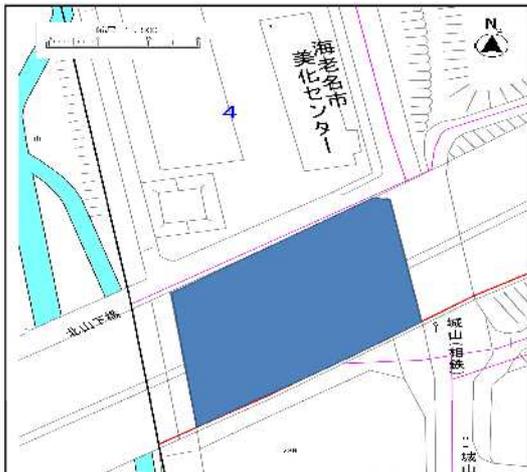
(1) 追加

①海老名市立第二高齢者生きがい会館整地工事 3,000 千円

(理由) 事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

②美化センター塵芥収集車駐車場(東名高架下)整備工事 7,500 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

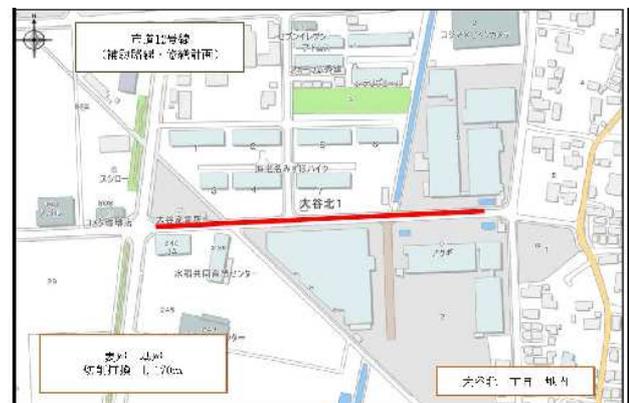


③市道11号線ほか1路線補装改修工事 29,700 千円

(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため



【市道11号線(中新田地内)】



【市道12号線(大谷一丁目地内)】

④道路斜面点検及び安全対策設計委託

16,000 千円

(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため

【市道 3 号線】



【市道 6 2 号線】

⑤市道 6 2 号線延伸道路工事 (取付道路部)

68,000 千円

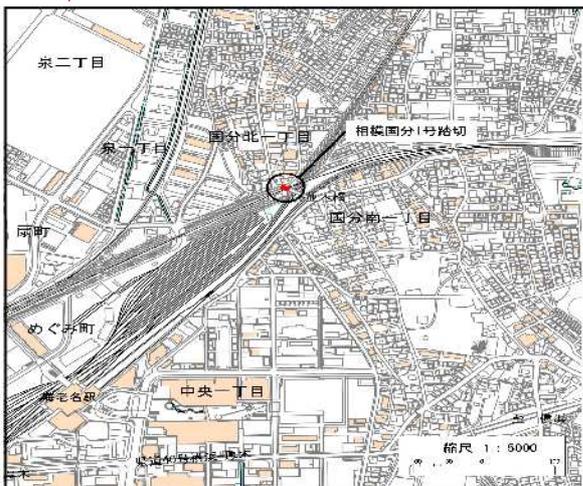
(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため

⑥市道 6 2 号線関連相模国分 1 号踏切 (海老名方) 構造改良施行委託

32,000 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

【相模国分 1 号踏切】



【市道 6 1 号線】

⑦市道 6 1 号線道路改良工事

37,000 千円

(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため

⑧市道 8 号線用地取得及び補償

10,492 千円

(理由) 補償交渉等に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



⑨橋りょう長寿命化法定点検及び補修設計委託

40,000 千円

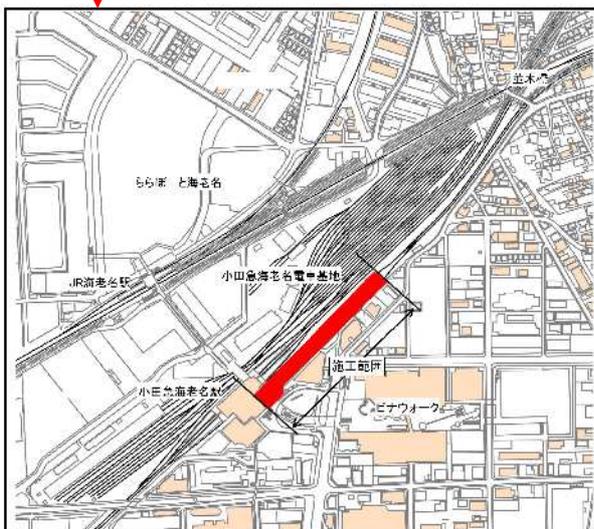
(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため

⑩海老名市地域公共交通協議会負担金

275,000 千円

(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

【地域公共交通協議会負担金】



【ひさご塚隧道】

⑪ひさご塚隧道補修設計委託

8,000 千円

(理由) 国の補正予算に伴い、補助金を活用し事業を前倒しして執行したいため

⑫公園遊具長寿命化改修工事

42,200 千円

(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため

⑬有鹿小学校非常用放送設備改修工事

9,097 千円

(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため

⑭海老名中学校ほか2校LED化改修工事

108,264 千円

(理由) 国の補正予算に伴い、交付金を活用し事業を前倒しして執行したいため

⑮相模国分尼寺跡整備工事

700 千円

(理由) 用地交渉等に不測の時間を要したことから発注に遅れが生じ、年度内完了が見込めないため



3 地方債の補正

(1) 追加

①調整債 限度額 359,300 千円
(理由) 発行可能額の確定に伴う市債の増

②減収補填債 限度額 143,900 千円
(理由) 発行可能額の確定に伴う市債の増

(2) 変更

①道路橋りょう整備事業債 限度額 1,299,100 千円→ 1,252,700 千円
(理由) 対象事業費の減額に伴う市債の減

②都市計画整備事業債 限度額 320,300 千円→ 351,300 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

③小学校施設整備事業債 限度額 10,000 千円→ 16,000 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

④中学校施設整備事業債 限度額 64,900 千円→ 142,100 千円
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

15 議案第17号 令和2年度海老名市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第3号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入予算の財源を更正するもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 11,943,341 千円・補正額 0 千円・補正後 11,943,341 千円

(1) 歳入

・現年課税分	△22,000 千円
・滞納繰越分	△1,000 千円
・保険給付費等交付金（特別交付金）	1,803 千円
・保険基盤安定繰入金	13,520 千円
・財政安定化支援事業繰入金	3,035 千円
・その他一般会計繰入金	△14,555 千円
・国民健康保険財政調整基金繰入金	5,997 千円
・災害臨時特例補助金	13,200 千円

合計	0 千円
----	------

(2) 歳出 なし

16 議案第18号 令和2年度海老名市公共下水道事業会計 補正予算（第2号）

1 【資本的収入及び支出の補正】

(1) 収入：今回の補正は、**9,850万円を増額**し、
収入を**11億2,987万8千円**とするもの

・ 企業債	81,400 千円
・ 社会資本整備総合交付金（国庫補助金）	17,100 千円

(2) 支出：今回の補正は、**9,728万3千円を増額**し、
支出を**20億8,947万3千円**とするもの

・ 雨水管渠整備事業費	89,500 千円
・ 相模川流域下水道建設費	7,783 千円

2 【企業債の補正】

(1) 変更

①公共下水道事業債 限度額 792,100 千円→ 865,700 千円
（理由）対象事業費の増額に伴う企業債の増

②相模川流域下水道事業債 限度額 62,600 千円→ 70,400 千円
（理由）対象事業費の増額に伴う企業債の増